



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 大平洋金属株式会社
代 表 者 代表取締役社長 佐々木 朗
(コード番号 5541 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 菅井 一之
(TEL 03-3201-6681)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成 29 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 91 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 91 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式につき、変更後においても全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上平成 29 年 9 月 29 日）の最

終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	195,770,713株
株式併合により減少する株式数	176,193,642株
株式併合後の発行済株式総数	19,577,071株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合割合（10分の1）に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

変更前の発行可能株式総数	5億株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日）	5千万株

（3）併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	16,260名（100.0%）	195,770,713株（100.0%）
10株未満所有株主	573名（3.5%）	1,926株（0.0%）
10株以上所有株主	15,687名（96.5%）	195,768,787株（100.0%）

（注）本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様573名（その所有株式数の合計は1,926株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、「単元未満株式の売り渡し」または「単元未満株式の買い取り」について当社に請求できますので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（5）株式併合の条件

平成29年6月29日開催予定の当社第91回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

（1）定款変更の理由

①平成29年6月29日開催予定の当社第91回定時株主総会において上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を5億株から5千万株に変更するものであります。

②全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。

③上記①及び②の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、平成29年10月1日の経過後、削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式および株主 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>5億株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第2章 株式および株主 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>5千万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 (附則) <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合の日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 定時株主総会決議日 | 平成29年6月29日(予定) |
| ② 1,000株単位での売買最終日 | 平成29年9月26日(予定) |
| ③ 100株単位での売買開始日 | 平成29年9月27日(予定) |
| ④ 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| ⑤ 単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| ⑥ 発行済株式総数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

以上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれにより少ない数の株式とすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的はなんですか。

A 3. 全国証券取引所は、市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。
また、単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものであります。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

【議決権数】

議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,025 株	1 個	102 株	1 個	0.5 株
例③	500 株	なし	50 株	なし	なし
例④	54 株	なし	5 株	なし	0.4 株
例⑤	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

・例①に該当する株主様は特段のお手続きはございません。

・株式併合の結果、発生する単元未満株式（例②は 2 株、例③は 50 株、例④は 5 株）に

つきましては、「単元未満株式の売り渡し」または「単元未満株式の買い取り」制度がご利用できます。

- ・ 株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②は0.5株、例④は0.4株、例⑤は0.1株）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数に応じてお支払いいたします。この代金は平成29年12月頃にお支払いすることを予定しております。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（例⑤）は、株式併合により、すべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の売り渡し」または「単元未満株式の買い取り」制度をご利用することにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

- A5. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の売り渡し」または「単元未満株式の買い取り」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

- A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。また株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q7. 株式併合後に受け取る配当金への影響はありますか。

- A7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのでしょうか。

- A8. 特段のお手続きは必要ございません。

Q 9. 今後のスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| ②1,000 株単位での売買最終日 | 平成 29 年 9 月 26 日 (予定) |
| ③100 株単位での売買開始日 | 平成 29 年 9 月 27 日 (予定) |
| ④株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑤単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑥発行済株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑦株主様へ株式併合割当通知発送 | 平成 29 年 10 月下旬 (予定) |
| ⑧端数株式処分代金のお支払い | 平成 29 年 12 月上旬 (予定) |

※平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 91 回定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)